

第2号様式（第18条関係）

病児・病後児保育及び送迎病児保育利用申込みに関する同意書
同意事項（このすべての項目に同意がないと利用できません）

（病児・病後児保育利用に関する同意事項）

1. 利用対象となる病気は、入院等を必要としない疾患です。
2. 申し込み時に病児保育施設の当日の利用状況（定員に達している、他の利用者の病名・状態等）により、利用できない事があります。
3. 病院の診察後、必要があれば検査、治療についての同意の電話連絡を行うことがあります。連絡がとれない場合でも、検査・治療を行うことがあり、病状によっては、救急搬送を含め応急処置を実施することがあります。入院加療が必要となった時は、速やかにお迎えをお願いします。
4. 現在服薬中の薬の名称について伝え、薬の内容について問い合わせの電話がある場合があります。内容が確認できない時は、利用できない場合があることをご了承ください。
5. 病児・病後児保育の利用に関する費用は、直接施設に支払います。
6. 戸田市が住民基本台帳、課税状況等、利用者及び保護者の情報を調査することがあります。
7. お子さんの引き渡しは、身分が証明された方のみになります。
8. あらかじめ定められた利用時間及び利用期間を厳守して下さい。

（送迎病児保育利用に関する同意事項）

1. お迎えに行くのは看護師または保育士で、対応には十分配慮しますが、体調が悪い中、面識のない大人に知らない場所に連れていかれることは、お子さんにとって心身への負担が大きいということを十分理解したうえで、子どもが啼泣の状態でも病状を優先して実施します。
2. 登録届等に記載された内容について、戸田市及び保育所等と情報を共有することがあります。
3. お子さんの病状を確認したうえで、医師が判断した場合には送迎病児保育を利用できないこともあります。
4. 申込み時に他の者が送迎病児保育を利用中であり、病児保育施設の当日の利用状況（定員に達しているなど）により、利用できない又は利用を待つことがあります。
5. 送迎の途中で病状が急変した場合には、救急搬送を含めて救急処置を実施することがあります。
6. 送迎中に受傷や損害・障害が生じた場合の補償は、保険が適用されます。
7. あらかじめ定められた利用期間を厳守して下さい。

【保護者同意欄】

送迎病児保育は救急搬送とは明確に異なること、また、面識のない大人に知らない場所へ連れていかれることは、子どもの心身への負担が大きいことを十分に理解したうえで、上記の項目について同意します。

（宛先）

戸田市長

年 月 日

住所：戸田市

児童名：

保護者名：

印